

様式44

令和 5年 7月 28日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

医療法人の名称 医療法人 菊栄会

理事長名 中村 菊洋

電話 0599(21)0707

## 決 算 届

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和4年 5月 1日 至 令和5年 4月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 菊栄会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号
- (3) 設立認可年月日 平成16年11月 2日
- (4) 設立登記年月日 平成16年11月19日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所 ✓	中村クリニック ✓	三重県鳥羽市鳥羽 4丁目13番7号 ✓	一般病床 0床 ✓

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年 6月20日 令和3年度決算の決定  
 令和4年 7月31日 出資持分譲渡  
 令和5年 4月14日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 菊栄会  
 所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

※医療法人整理番号 D460

財 産 目 録  
 (令和 5年 4月30日現在)

1. 資	産	額	537,573 千円 ✓
2. 負	債	額	25,091 千円 ✓
3. 純	資	産 額	512,481 千円 ✓

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	462,015
B 固 定 資 産	75,557
C 資 産 合 計 (A + B)	537,573 ✓
D 負 債 合 計	25,091 ✓
E 純 資 産 (C - D)	512,481 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 3 - 2

法人名 医療法人 菊栄会  
 所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

※医療法人整理番号 0460

貸借対照表

(令和 5年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	462,015	I 流動負債	18,876
II 固定資産	75,557	II 固定負債	6,215
1 有形固定資産	22,709	負債合計	25,091
2 無形固定資産	1,724	純資産の部	
3 その他の資産	51,123	科 目	金 額
		I 出資金	9,000
		II 積立金	503,481
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	512,481
資産合計	537,573	負債・純資産合計	537,573

様式 4 - 2

法人名 医療法人 菊栄会

※医療法人整理番号

0460

所在地 三重県鳥羽市鳥羽4丁目13番7号

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	209,889
2 事業費用	194,440
本来業務事業利益	15,449
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	15,449
II 事業外収益	8,051
III 事業外費用	0
経常利益	23,501
IV 特別利益	2,853
V 特別損失	473
税引前当期純利益	25,880
法人税等	6,453
当期純利益	19,427

## 様式5

## 監事監査報告書

医療法人 菊栄会  
理事長 中村 菊洋 殿

私は、医療法人 菊栄会 の令和4会計年度(令和4年 5月1日から令和5年 4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 6月20日

医療法人 菊栄会

監事 小里 まりの